

山口県報

平成26年
1月21日
(火曜日)

目次

告示	一
保安林の指定(美祢市)(森林整備課)	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の位置の指定(建築指導課)	三
公告	三
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)	三
教委公告	三
契約の締結	三
選管告示	三
選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等(二件)	四



山口県告示第二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年一月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字景清三六七の二、三六七の三、三七七、一七七二の二、一七七

三、一七七四、一七七五の二、一七七五の四、一七七六の二、字兼清三八三、字畑河内三九七、字町ヶ坪四〇七の二、字牧門四二四、四二四の二、四三二から四三三まで、四四〇の二、四四〇の四、四四一、一七九六から一七九九まで、一八〇一から一八〇九まで、二七九四の二、字滑り石六三一の二、六三三、六三三、六三七、字寺山六四四、六四五、六四六の二、六四六の三から六四六の八まで、六四六の二〇、六四六の二一、六四六の二二から六四六の二〇まで、六四六の二二、六四六の二五、六四六の三〇から六四六の三三まで、六四七、六五〇、六五二、六五三、八二三、字景清六五六、字真木の峠六六五の二、六六五の二三、字真木六三二五、三二八二六、三三三一、三三三三、字兼清三三八三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十六年一月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字中山一八九の二三から一八九の二五まで、字岡一八二五、一八二七の二、一八二八の二、一八二八の六、字大迫一八八六、一八九七の二、一九〇三の二、字本田一九〇一の二、字コノノ浴一九四四の二〇、一九四四の二一、字方

便一九五九、一九六〇、字西山一九八〇、一九八一の一、一九八六、五六三四の一、五六三四の二、字河原二〇三四、字ホフノ木二〇五九の二、字若瀬戸二〇六〇の一〇、二〇六〇の五五、二〇六〇の五六、二〇六六、字越埜二〇九一の五、二〇九一の四、字長通二五三九、字若藪二五六一、字砂郷二五七〇の一、字奥久保二五七一、五五二一の一、五五二三の一、五五二五、字川頭二六二九、字上ノ原五二九一、五二九八

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市川上字高岸三一八の四、三一八の六から三一八の九まで、字札幌九七五、九七五の二、九七七の一、九七七の二、九七七の六、大字明木字下切家ノ向ひ八四七の一、八四七の二、字下切志るこけ浴八四九、八五二、八五三の一、八五三の二、八五四、八五五、字下切太なしヶ浴八五六、字下切芋ヶ埜八五七、字下切三三四、大字山田字大藤九七七の二、九七七の一六、九七七の一七、字有田迫九八九の一、九八九の五から九八九の九まで、九八九の一〇、字木野二六九二の一から二六九二の三まで
長門市深川湯本字猪ノ尾野一六一の五、一六一の七から一六一の九まで、一六一の一四、一六一の一六から一六一の二二まで、一六一の二四、一六一の二八から一六一の三〇まで、三隅上字毛無谷七五〇の一から七五〇の三まで、七五一の一(次の図に示す部分に限る。)、七五一の六九から七五一の七一まで、七五九から七六三まで、七六五、七六九、七七〇、一二九八の一、一二九八の二、一二九九の一、一二九九の二、一三〇〇の一から一三〇〇の三まで、一三〇一の一、一三〇一の二、一三〇二から一三〇四まで、一三〇六、一三二六の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

道路の種類 県道
路線名 三田尻港徳地線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
防府市戎町二丁目二五四地先から 同市宮市町一五五の三地先まで	最狭 二〇・四	最狭 一六・四		四四六・五	
	最広 二〇・四	最広 一六・四			

山口県告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
山陽小野田市大字郡宇部樋ケ原三六九の八七、三六九の九〇、三六九の九一、三七二の四、三七三の五及び三七四の二一の一部	五・〇 六・〇	二七・七	平成二六、一、六



(一三) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成二十六年一月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

道路の種類	路線名	区	間
県道	三田尻港徳地線	防府市戎町二丁目二五四地先から同市宮市町一五五の三地先まで	

道路の種類	路線名	区	間
県道	防府停車場線	防府市戎町二丁目二五〇地先から同市同町二二五の一の地先まで	

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年一月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則



- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十五年十二月六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号
- 六 落札金額
二百八十一万七百四十五円
- 七 入札公告日
平成二十五年十月二十五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者 山口県知事 山本繁太郎
 - (二) 調達方法 購入等
 - (三) 落札方式 最低価格



山口県選挙管理委員会告示第七号

山口県知事選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十六年一月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十六年二月五日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十六年二月五日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十六年二月六日

山口県選挙管理委員会告示第八号

山口県議会下関市選挙区選出議員、山口県議会宇部市選挙区選出議員及び山口県議会山陽小野田市選挙区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十六年一月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十六年二月十三日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十六年二月十三日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十六年二月十四日

平成二十六年一月二十一日印刷
平成二十六年一月二十一日発行

発行人所 山口県知事